

京都会館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第59号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第59号

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円
222,170	403,200	510,170	987,420
169,710	309,600	390,850	757,020
108,000	194,400	245,820	478,280
82,280	151,200	187,200	367,200
23,650	29,820	36,000	80,530
18,300	22,830	27,460	61,810
4,520	6,270	7,200	16,250
4,520	6,270	7,200	16,250
1平方メートルにつき			250

別表第2備考以外の部分中

を

」

「

円	円	円	円
226,280	410,660	519,610	1,005,710
172,850	315,330	398,090	771,040
110,000	198,000	250,380	487,140
83,800	154,000	190,660	374,000
24,090	30,380	36,660	82,020
18,640	23,250	27,970	62,960
4,600	6,390	7,330	16,550
4,600	6,390	7,330	16,550
1平方メートルにつき			260

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)